

日本風力エネルギー株式会社及び青森風力開発株式会社
「八森風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成28年5月25日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「八森風力発電事業計画段階環境配慮書」について、日本風力エネルギー株式会社及び青森風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県上北郡六ヶ所村
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大100,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月29日
環境大臣意見受理	平成28年 4月28日
経済産業大臣意見	平成28年 5月25日

問合せ先: 電力安全課 長村、高須賀、笠原
電話03-3501-1742(直通)

日本風力エネルギー株式会社及び青森風力開発株式会社
「八森風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

1. (2) 並びに 2. (1)、(2)、(3) 及び (4) により、騒音等及び風車の影による影響並びに鳥類及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、ガン・カモ類の渡来地として日本の重要湿地500に選定された小川原湖湖沼群が存在し、事前現地調査等の結果も踏まえると、当該区域内に渡り鳥の主要な渡り経路及び餌場間の移動経路が位置している可能性が高い。また、当該区域及びその周辺には、オジロワシ、ミサゴ等の希少猛きん類の生息が確認されている。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。特に、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、適切な時期・時間帯、回数、区域及び調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主な経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又

は極力低減すること。

なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

（4）植物、水生生物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生が存在するほか、当該区域の下流側には、湿原植生等が広がりシャジクモ類等の希少種が確認されている市柳沼が近接しており、本事業の実施により、植物、水生生物及び生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路や無立木地等を活用することにより、改変を回避すること。また、河川、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う対象事業実施区域外の市柳沼及びそれに至る河川の生態系への影響も含めて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たって、河川や沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置も含めて土砂の流出等を最小限に抑えること等により、植物、水生生物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。